

中途採用求人情報発信強化事業補助金交付要綱

令和3年6月15日
商工観光労働部雇用労働政策課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）の雇用の維持・拡大に向けた取組を後押しし、新型コロナウイルス感染症の影響により離職や廃業等を余儀なくされた方等の再就職を支援するため、予算で定めるところにより、上記4分野に該当する法人が行う、自社ホームページにおける中途採用情報の発信強化や求人広告等の取組に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 県内に本社又は事業所を有する法人であって、次に掲げる者を除く。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）

イ 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者

ウ 雇用保険適用事業所の事業主でない者

(2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち、次のいずれかに該当する法人であること。

ア 農業、林業（大分類A） 全ての分類

イ 漁業（大分類B） 全ての分類

ウ 製造業（大分類E） 全ての分類

エ 運輸業、郵便業（大分類H） 郵便業（中分類番号49）を除く全ての分類

オ 宿泊業、飲食サービス業（大分類M） 全ての分類

(3) 令和3年3月1日以降において、採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。

(4) 県税に未納がないこと。

(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(6) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(7) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3号に係る求人の内容が確認できる書類の写し
- (2) 第2条第4号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 第2条第5号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (4) 第2条第6号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (5) 商業登記簿謄本の写し
- (6) 本事業の実施に要する経費が確認できる資料(見積書等)
- (7) その他知事が必要と認める書類(実施する事業の内容が分かる資料、カタログ等)

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。)が完了した日の属する年度の終了後6年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象

経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき
変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の10月末日現在において、遂行状況報告書(別記様式第7号)を作成し、11月5日までに知事に提出しなければならない。ただし、11月5日現在で補助事業が完了し、次条の実績報告を終えている場合はこの限りでない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月15日までのいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 採用状況等報告書(別記様式第8号)
- (4) 本事業の実施に要した経費が分かる資料(領収書等)
- (5) その他知事が必要と認める資料

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行し、令和3年度の予算に係る中途採用求人情報発信

強化事業補助金に適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>1 中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設や改修等に要する経費 例) 業務内容や求人情報、先輩社員の紹介、企業PR動画、働きやすい職場づくりのための取組等の情報掲載、スマートフォン最適化機能追加</p> <p>2 中途採用を含む求人情報や事業所の魅力をインターネット等で広く周知するために必要な経費 例) 民間求人サイトでの求人情報発信、電子DMによる求人情報等の発信、各種情報誌での求人情報掲載</p>	<p>【中小企業】(※) 1 / 2 以内 (千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>【中小企業以外】(※) 1 / 3 以内 (千円未満の端数は切り捨て)</p>	<p>100万円</p>
<p>留意事項</p> <p>1 交付決定日以降に支出したことが確認できる経費であること。また、実績報告書提出日までに実施した事業に要する経費であること（将来にわたる経費でないこと。）</p> <p>2 下記の経費は除くこと。 県外事業所における経費、機械や器具の購入費、ホームページ等の保守管理に要する経費、採用報酬型の求人掲載にかかる経費</p> <p>3 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。</p> <p>4 求人サイト等への求人情報掲載に係る経費は、産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）に関連する職種の求人情報掲載の経費とし、<u>事業費</u>100万円（税抜）を上限とする。</p>		

※ 中小企業の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づき、資本金の額若しくは出資の総額又は常用雇用者（「期間を定めずに雇用されている人」及び「1か月超の期間を定めて雇用される人」）の数が下記に記載する規模に該当する場合を「中小企業」とする。なお、この「中小企業」の中には、中小企業基本法で定義される「小規模企業者」を含むものとする。

日本標準産業分類に基づいた産業分類	企業規模
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 飲食店（中分類番号76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（同77）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者が50人以下の企業
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 宿泊業（中分類番号75）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者が 100人以下の企業
農業・林業（大分類A） すべての分類	資本金の額（又は出資の総額）が 3億円以下の企業
漁業（大分類B） すべての分類	又は 常用雇用者が 300人以下の企業
製造業（大分類E） すべての分類	
運輸業、郵便業（大分類H）のうち 郵便業（中分類番号49）を除くすべての分類	